

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から平成29年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年6月6日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 池 田 隆 興

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
生活環境部 環境対策課	平成30年3月28日 (東広監委第44号)	平成30年4月12日 (東広環第13号)
都市部 都市整備課	平成30年3月28日 (東広監委第44号)	平成30年4月19日 (東広都整第20号)
学校教育部 青少年育成課	平成30年3月28日 (東広監委第44号)	平成30年4月19日 (東広教総第10号)
学校教育部 小・中学校、幼稚園 (西条・板城・川上・原・ 八本松・東西条・平岩・ 御菌宇・三ツ城・上黒瀬 小学校、西条・向陽・八 本松・磯松・高美が丘・ 黒瀬・河内中学校、御菌 宇幼稚園)	平成30年3月28日 (東広監委第44号)	平成30年4月19日 (東広教総第10号)

農業委員会事務局	平成30年3月28日 (東広監委第44号)	平成30年4月23日 (東広農委第24号)
----------	--------------------------	--------------------------

2 監査の実施期間

平成29年10月11日から平成30年3月26日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 生活環境部 環境対策課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>東広島市火葬場指定管理業務において、業務報告書に必要な経理関係の報告が含まれていなかった。</p> <p>適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>東広島市火葬場指定管理業務において、業務報告書に必要な経理関係の報告が含まれていなかったことについては、指定管理者へ経理関係報告の提出を求め、整理された報告書から適宜受理している。平成30年度は経理関係報告書の提出期限を翌月末とする再発防止策を講じ、適正な事務処理に改める。</p>
<p>2 財産管理事務</p> <p>指定管理者がひがしひろしま聖苑内に自主事業で設置している自動販売機について、行政財産の使用許可に係る手続が行われていなかった。</p> <p>公有財産管理規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>指定管理者がひがしひろしま聖苑内に自主事業で設置している自動販売機について、行政財産の使用許可に係る手続が行われていなかったことについては、指定管理者へ行政財産の使用許可が必要なことを周知し、3月8日に行政財産の使用許可に係る申請を受付け、3月27日使用許可をすることで適正な事務処理に改めた。今後も指定管理者と緊密な連携を図り、行政財産の使用許可に係る事案が発生する際には、適正な事務処理に努める。</p>

(2) 都市部 都市整備課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 予算の執行状況</p> <p>委託業務において、支出負担行為書を作成していないものがあった。</p> <p>予算の適正な執行処理を行ううえで、支出負担行為書の作成は契約締結日に行うべきものである。予算規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>2 徴収事務</p> <p>(1) 各種使用料の収納事務において、調定が遅れているもの又は調定を行っていないものがあった。</p> <p>調定は歳入する際に、当該歳入について納入の通知とともに収入行為の前段階の行為として欠くことができないものである。関係規定に基づき早期かつ適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(2) 自然公園及び都市公園の使用料の減免において、減免することとした詳細な理由を整理していないものが多数あった。</p> <p>減免に当っては、都市公園条例施行規則9条第1項第3号の「その他市長が必要と認める場合」を根拠としているが、当該規定を根拠とする際は詳細な理由を整理するよう事務処理を改められたい。</p>	<p>支出負担行為書の作成については、業務等の執行管理を徹底し、予算規則等の関係規定に基づき、契約締結後、速やかに支出負担行為書の事務処理を行うこととした。</p> <p>徴収における調定事務については、執行管理を徹底し、関係規定に基づき、適正な事務処理を速やかに行うこととした。</p> <p>減免とする詳細な理由を整理していないものについては、詳細な理由の整理を行うとともに、今後は、減免とする詳細な理由を整理し、適切な事務処理に努める。</p>

<p>3 契約事務</p> <p>東広島運動公園の指定管理が行う制限行為の許可について、都市公園条例第2条第2項第1号により指定管理者が行う業務として規定されており、当該許可を指定管理者が行っているが、同公園の管理に関する基本協定に指定管理者に行わせる業務として規定していなかった。</p> <p>現状に即した基本協定となるよう協定内容を見直されたい。</p>	<p>基本協定において指定管理者に行わせる業務として規定していなかった制限行為の許可については、基本協定第36条の規定に基づき、指定管理者と協議を行い、承諾を得た。</p>
--	--

(3) 学校教育部 青少年育成課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 徴収事務</p> <p>講座受講等参加者負担金において、現金収納を分任出納員以外の者が行っていた。</p> <p>現金の出納は会計管理者から委任を受けた者しか行うことができないものである。関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>平成29年度まで分任出納員は1名であったが、平成30年度からは分任出納員を2名とした。また、平成30年度に現金収納を行う場面が2回あるため、それぞれの事業時に分任出納員が現金収納を行うよう計画を整理した。</p>

(4) 学校教育部 小・中学校、幼稚園（西条・板城・川上・原・八本松・東西条・平岩・御菌宇・三ツ城・上黒瀬小学校、西条・向陽・八本松・磯松・高美が丘・黒瀬・河内中学校、御菌宇幼稚園）

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 現金管理事務</p> <p>はがき及び切手の取扱いにおいて、受払簿に記載のないはがき、切手があった（黒瀬中学校、御菌宇幼稚園）。また、タクシー券の取扱いにおいて、タクシー券の残数と受払簿の残数が一致していなかった（御菌宇小学校）。</p>	<p>指摘のあった学校については、受払簿の様式を改善するなどし、正確な管理を徹底している。</p> <p>他の学校についても、学校予算事務説明会や学校会計訪問を通して、適切な事務処理の周知徹底を図っている。</p>

<p>はがき、切手、タクシー券等を受け取った際には、受払簿に当該枚数を記入し、受払簿によって正確な残数を管理するよう、適切な事務処理に改められたい。</p> <p>2 施設管理</p> <p>学校体育施設の開放において、使用目的が地域のレクリエーションであるにもかかわらず、体育施設開放の手続により使用許可をしているものがあつた(三ツ城小学校)。</p> <p>市立小・中学校体育施設の開放に関する規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>使用目的によって学校体育施設の開放と学校施設使用とに分けて許可することとし、台帳での管理を徹底している。</p> <p>施設所管課においては、学校予算事務説明会及び事務担当者会議にて他の学校にも周知徹底を図っている。</p>
--	---

(5) 農業委員会事務局

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>委託業務において、前年度に契約手続きをする際に、債務負担行為の予算措置がされていなかった。</p> <p>地方公共団体の予算は単年度ごとに定められるのが原則であるが、翌年度に支出を伴うような契約締結をその前年度に行うものについては、債務負担行為の予算を措置しておくよう留意されたい。</p>	<p>平成29年度については、平成30年2月補正で債務負担行為の追加を行った。(平成30年当初予算は措置済)</p> <p>また、予算作成時に4月当初から委託しなければならない業務を確認し、債務負担行為の措置をする旨を予算担当と契約担当に周知し、起案作成文書に記載するなど再発防止策を講じた。</p>